

Q ケアプランの作成例は？

「要介護3」と判定されたかたが、通所サービスに重点をおいた組み合わせの一例です。このほか福祉用具を借りるなど、自分に合ったサービスを選んで利用できます。



- 短期入所：6カ月に3週
- 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

Q 自己負担額に上限はありますか？

はい。介護保険では、利用したサービス費用の1割を負担していただきます。この負担額がある一定額を超えた場合、福祉事務所へ申請すると、超えた分があとで返還されます。この上限額は、所得によって3段階に分けられます。

1世帯で2人以上のかたがサービスを利用している場合は、1カ月の合計額が一定を超えた分が申

1世帯あたりの自己負担額の上限額

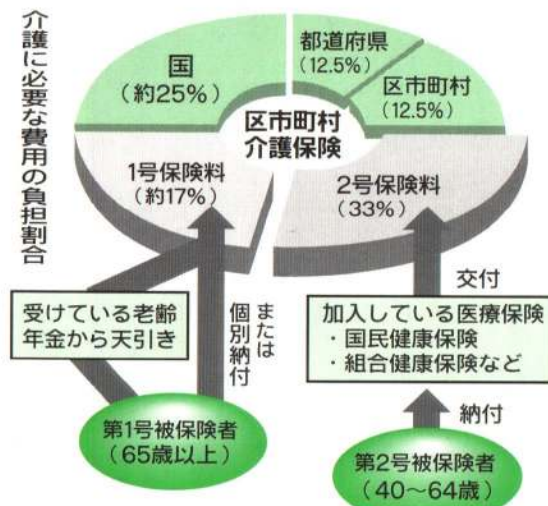
- ① 市民税世帯非課税で
老齢年金受給者など
15,000円
- ② 市民税世帯非課税者
など
24,600円
- ③ ①、②以外のかた
37,200円

請により返還されます。福祉事務所へ申請していただくときには領収書が必要です。領収書は大切に保管してください。

Q 第1号被保険者(65歳以上)の保険料の内訳は？

介護保険の財政

介護保険の給付に必要な費用の50%は公費で賄われます。残りの50%を保険料として加入者の皆さんが負担しますが、第1号被保険者と第2号被保険者(40~64歳)では計算のしかたが異なります。



Aさん自己負担月額 30,000円



Bさん自己負担月額 6,000円



+

合計 36,000円

例
1世帯に2人(Aさん、Bさん)が介護保険を利用し、市民税世帯非課税(上表②)に該当する場合

②の世帯合算の上限額は24,600円なので、

$$36,000円 - 24,600円 = 11,400円$$

11,400円があとで返還されます。

返還の請求には

領収書

が必要です。
大切に保管してください！

介護110番 ☎ 42-8260
福祉事務所介護保険係
☎ 49-3111 (内線402)

Q 介護保険についての問い合わせ先は？

介護に関する苦情など困りごとは介護保険お問い合わせ専用電話「介護110番」へ、制度についてのお問い合わせは福祉事務所介護保険係までお気軽にどうぞ。



れも第1号被保険者の保険料で賄われます。
※財政安定化基金拠出金として介護保険にかかる費用の0.5%が保険料に盛り込まれています。これは、介護保険の財政が困難な市町村に貸し付けを行うための費用となります。